

# 国民年金だよ



## 国民年金前納割引制度について

忙しくて金融機関の窓口やコンビニエンスストアで支払う時間がないという方は、便利な口座振替をご利用ください。

また、まとめて前払い（前納）すると保険料が割引されます。

### 口座振替の振替方法は

- ① 2年前納（4月～翌々年3月）
  - ② 1年前納（4月～翌年3月）
  - ③ 6か月前納（4月～9月、10月～翌年3月）
  - ④ 当月末振替（早割）
- ※本来の納付期限よりも1か月早く口座より振替する方法です。
- ⑤ 翌月末振替※保険料の割引はありません。

平成26年度の振替方法別割引額  
(参考)

振替方法	1回あたりの納付額	割引額	2年分に換算した割引額	振替日
2年前納	355,280円	14,800円	14,800円	4月30日
1年前納	179,160円	3,840円	7,680円	4月30日
6か月前納	90,460円	1,040円	4,160円	4月30日 10月31日
当月末振替（早割）	15,200円	50円	1,200円	毎月月末
翌月末振替（割引なし）	15,250円	なし	なし	翌月末

## 20歳になったら、どんな手続きが必要？

日本国内に居住している20歳以上60歳未満の方は、国民年金の被保険者となります。20歳になれば、一部の人を除き、国民年金第1号の加入手続きをすることが必要です。

お手続きは、役場年金窓口で行います。また、国民年金第1号被保険者は毎月、保険料を納めることが必要です。

### 国民年金加入手続きと、その後の流れ

① 「国民年金被保険者資格取得届書」を提出してください

・ 20歳の誕生月の前月に日本年金機構から「国民年金被保険者資格取得届書」が送付されます。送付されたものに必要事項を記入し、役場窓口まで提出してください。

・ 保険料の若年者納付猶予制度や学生納付特例制度の申請書を同時に提出することもできます。（学生納付特例制度の申請をされる場合は、学生証のコピーなども必要になります。）

・ 付加保険料の納付の申出や、前

納を希望する場合も窓口で手続きをします。

② 「年金手帳」が届きます

保険料納付の確認や将来年金を受け取る際に必要です。大切に保管してください。

③ 「国民年金保険料納付書」が届きます

・ 納付書で保険料を納めてください（ご自分の生年月日の前日が含まれる月の分からの保険料）。  
・ 保険料は金融機関のほか、コンビニエンスストアでの納付、電子納付もできます。

また、口座振替での納付はお得です。上記を参考にしてください。

住民課戸籍年金医療グループ



### ◇お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ  
電話 34-2121 内線 413  
日本年金機構 旭川年金事務所  
電話 0166-72-5002